

参 考 資 料

(政策評価の活用状況事例)

(20年度政府案)

平成19年12月
財務省主計局

(目 次)

| 所管 | 政 策 名 | 頁 |
|-------|---|----|
| 内閣府 | 沖縄政策（うち、亜熱帯特性研究推進事業） | 1 |
| 総務省 | 消防防災体制等整備 （うち、民間事業所における自衛消防力の確保、火災危険性の高い小規模施設に対応した防火対策の検討） | 2 |
| 法務省 | 裁判員制度の啓発推進 | 3 |
| 外務省 | 領事サービスの改善・強化 | 4 |
| 財務省 | 国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示 （うち、財務省の管理する普通財産の適正かつ効率的な管理及び処分） | 5 |
| 文部科学省 | ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進 （うち、ナノテクノロジー・材料を中心とした融合新興分野研究開発「元素戦略」） | 6 |
| 厚生労働省 | 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること （うち、自立支援プログラム策定実施推進事業） | 7 |
| 農林水産省 | 水産業の健全な発展（うち、新規漁業就業者数及び漁業経営改善計画の認定者数の確保に資する事業） | 8 |
| 経済産業省 | 経営イノベーション・事業化促進（うち、起業支援ネットワーク事業） | 9 |
| 国土交通省 | 観光立国を推進する | 10 |
| | 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する | 11 |
| 環境省 | 大気・水・土壌環境等の保全（「ダイオキシン類・農薬対策」のうち「ダイオキシン類」） | 12 |
| 防衛省 | 研究・開発（うち、機動戦闘車） | 13 |

(注)・調書の19年度当初予算額、20年度要求・要望額及び政府案欄における下段（ ）書きの計数は、各政策のうち（ ）書きの事業に対応する金額である。

・計数等については、精査の結果、異動を生ずることがある。

| 所 管 | 内閣府 | 会 計 | | 組 織 (勘 定) | 内閣本府 | 19年度 当初予算額 | 20 年 度 | |
|----------------|--|-----|-----------------|-----------|---------------------|---|-----------------|-----------------|
| | | 項 | 一般会計 沖縄政策費 他 | | | | 要 求 ・ 要 望 額 | 政 府 案 |
| 政 策 名 | 沖縄政策(うち、亜熱帯特性研究推進事業) | | | | | 117,216 (17) | 141,237 (17) | 114,311 (15) |
| 政 策 の 概 要 | 沖縄県における亜熱帯特性を活用した科学技術研究(亜熱帯研究)を総合的に推進し、沖縄における亜熱帯研究の研究基盤の向上を図る。 | | | | 成 果 目 標 | 1. 当該研究に関する報告書を作成し、公表する。 2. 調査研究会を開催する。 | | |
| 成果目標を達成するための手段 | 平成12年度から毎年、研究プロジェクトの可能性調査を実施するとともに、調査結果を公表してきたところ。20年度については、引き続き研究プロジェクトの可能性調査を実施する。 | | | | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 本事業の目的が亜熱帯研究基盤の向上であることに鑑み、当該研究の成果を着実に取りまとめの上、普及させているか否か。また、調査研究会を開催しているか否かについて、実績を評価する。 | | |

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

① 政策の必要性

亜熱帯研究の研究対象は、温帯のものと大きく異なることから、特に研究費が必要とされるが、沖縄が全国的な予算配分の中で亜熱帯研究のための研究費を確保するにはいまだその基盤が整っていない状況であることに鑑み、行政が支援を行うものである。また、沖縄の振興、経済の自立化は国政の重要課題であり、緊要性を有するものである。

② 政策の有効性

本事業の過去に実施された調査研究報告書が学術論文、講演及びプロジェクト等へ活用されるとともに、多くの提案テーマが他の研究事業に採用されているところ。また、本事業に係る調査研究会について、各方面から一定数の研究者の参加を得ており、研究情報の蓄積及び研究人材ネットワークの構築が図られ、着実に沖縄の亜熱帯研究基盤の向上に貢献してきたものである。

③ 政策の効率性

亜熱帯研究の推進に当たっては、新たな研究機関の設置も考えられたが、維持管理費の負担、人材の結集の困難等に鑑み、既存の試験研究機関等を活用するとともに、研究に必要な経費のみを国が負担しているものである。また、個別研究についても、開始当初は本事業で実施していたが、現在は、沖縄県を主体として実施することとなり、その研究成果が県に帰属することにより、研究成果のより多様な活用も可能となっているものである。

④ 課題と今後の取組方針

本事業の実施による沖縄における亜熱帯研究の総合的推進に係る効果が認められるが、未だ亜熱帯研究の研究基盤が整ったとは言えないこと、及び沖縄振興計画の推進を引き続き図る必要があることから、沖縄県が事業主体の個別研究とともに、今後ともより一層の効果が発現するよう、引き続き継続する。また、本事業の実施に際しては、研究成果を効果的に普及し、各研究機関が特定の分野にとらわれずに相互連携や共同研究を実施できるよう、積極的に取り組んでいくこととする。

財 務 省 の 考 え 方

左記のとおり、亜熱帯特性研究推進事業の実施により、亜熱帯研究の総合的推進に係る効果は認められるところであるが、他方で、本事業により行っている地域の研究ニーズ・シーズの調査は既に一定程度の成果の蓄積も認められることから、20年度予算においては、これまでの研究ニーズ・シーズの調査結果をとりまとめることにより今後の亜熱帯研究の基盤整備につなげることにし、研究ニーズ・シーズ調査は20年度をもって終了すべき。

政 策 評 価 の 活 用 状 況

政策評価における<課題と今後の取組方針>において、「沖縄県が事業主体の個別研究とともに、今後ともより一層の効果が発現するよう、引き続き継続する。」とされていることを踏まえ検討を進め、20年度予算においては、これまでの研究ニーズ・シーズの調査結果をとりまとめることにより、今後、沖縄県が事業主体の個別研究の基盤整備につなげることにし、研究ニーズ・シーズ調査は20年度をもって終了することとした。

なお、政策評価においては、研究報告書の作成・公表の有無、研究会の開催の有無を目標達成の測定指標としているが、今後は、亜熱帯研究の研究基盤整備という事業の目標に則した評価方法を設定することが求められる。

| 所管 | 総務省 | 会計 | | 組織(勘定) | | 19年度 当初予算額 | 20年度 | |
|----------------|--|----|------|--------|---------------------|--|-----------------|----------------|
| | | 項 | 一般会計 | 事 | 項 | | 要求・要望額 | 政府案 |
| 政策名 | 消防防災体制等整備 (うち、民間事業所における自衛消防力の確保、火災危険性の高い小規模施設に対応した防火対策の検討) | | | | | 11,335 (0) | 13,922 (136) | 11,535 (67) |
| 政策の概要 | 民間事業所における自衛消防組織の整備促進や小規模施設の実態を考慮した火災危険性の分析等 | | | | 成果目標 | 火災・災害等による被害の軽減 | | |
| 成果目標を達成するための手段 | 自衛消防組織の設置と大規模地震等に対応した消防計画の作成についての全国周知及び調査研究等、小規模施設特有のリスク分析を踏まえた基準等の検討等 | | | | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 自衛消防組織の要員講習の受講数や小規模施設における火災等による死者数等の測定 | | |

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

大規模地震等に対応した事業所の自衛消防力確保は喫緊の課題であることから、平成19年6月に消防法が改正され、大規模・高層の建築物に対し自衛消防組織の設置等を義務づけたところであり、今後自衛消防組織の整備促進等を図る必要がある。

また、平成19年1月に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックス火災等を受け小規模施設特有の危険要因が軽視されていることが明らかとなったため、小規模施設特有のリスク分析を行い、防火対策に反映させる必要がある。

② 政策の有効性

自衛消防組織の設置等により大規模地震等の災害時の応急対応を円滑に実施することが可能となる。

また、小規模施設の実態を考慮した火災危険性の分析等を実施することにより分析結果を防火対策に反映することが可能となる。

③ 政策の効率性

自衛消防組織の設置等については、国において基準等を検討することにより制度のスムーズな導入を図ることができる。

また、小規模施設の実態を考慮した火災危険性の分析等についても、国において基準等を検討することにより、効率的に防火対策に反映することができる。

④ 予算要求への反映内容

新規に「民間事業所における自衛消防力の確保に要する経費」及び「火災原因性の高い小規模施設に対応した防火対策の検討に要する経費」を要求。

財務省の考え方

① 政策の必要性

自衛消防力の確保及び小規模施設の防火対策の必要性は認められる。

② 政策の有効性

自衛消防組織の設置や小規模火災危険性の分析等の有効性は、今後の検証・検討によりどこまで有効性が認められるのか実証されていくものと考ええる。

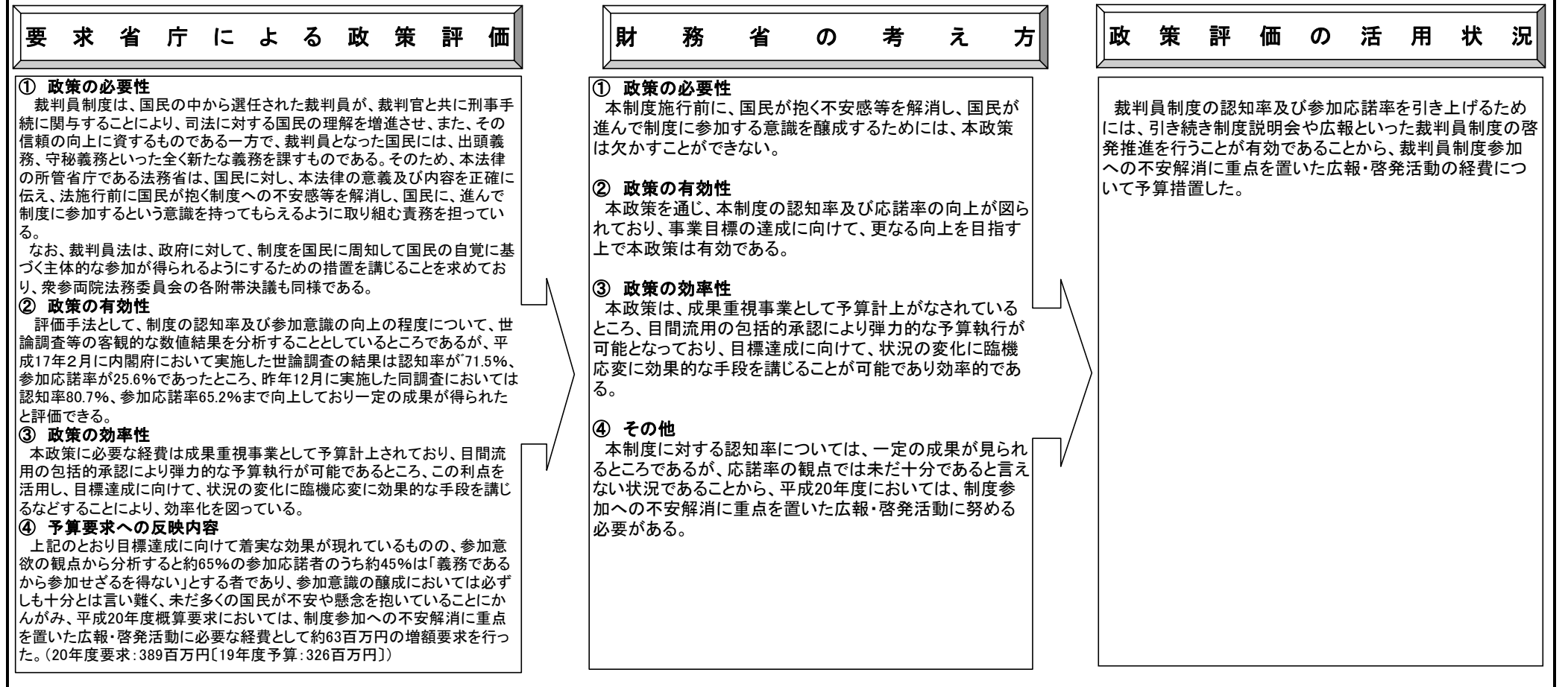
③ 政策の効率性

国が一定の基準等を算定することは、自衛消防組織や小規模施設の対応を促す上で有効だと考えられるが、そのために真に必要な規模、内容の実験等に限定し、一層の効率化を図るべき。

政策評価の活用状況

政策評価の結果、自衛消防力の確保及び小規模施設に対応した防火対策の必要性が認められたことから、自衛消防力に係るガイドラインの充実や、小規模施設に対応した防火対策基準の策定のための新規予算要求について、所要額の予算の計上を認めた。

| 所 管 | 法務省 | 会 計 | | 組 織 (勘 定) | 法務本省 | 19年度 当初予算額 | 20 年 度 | |
|-------------------------|---|-----|-----------|-------------|---------------------------------------|---|-------------|-------|
| | | 項 | 司法制度改革推進費 | 事 項 | 裁判員制度の啓発推進に必要な経費 | | 要 求 ・ 要 望 額 | 政 府 案 |
| 政 策 名 | 裁判員制度の啓発推進 | | | | | 326 | 389 | 337 |
| 政 策 の 概 要 | 国民に対し、裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続、事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し、裁判員制度についての疑問・不安等を払拭すると同時に制度への理解を深化させ、裁判員裁判への主体的参加を促す。 | | | | 成 果 目 標 | 認知率100%、裁判員としての参加応諾率を少なくとも7割以上にする。 | | |
| 成 果 目 標 を 達 成 する ための 手段 | 平成20年度においては、同19年度に引き続き、①全国各地域の市町村住民を対象とする制度説明会(草の根広報活動)の実施、②ポスターの製作及び全国規模での掲示(地方自治体等)、③パンフレットの製作及び全国規模での頒布(地方自治体等)、④交通広告(ポスターを全国主要都市の駅に掲示)を実施するとともに、新たに、国民が抱く様々な疑問点や不安感の解消を目的とする①「法の日週間」における全国展開行事の実施、②「草の根広報活動」をより効果的に実施するための広告媒体の活用(交通広告のスポット実施)により、認知率及び裁判員としての参加応諾率を更に向上させ、目標を達成する。 | | | | 成 果 目 標 の 達 成 度 合 い の 事 後 的 な 評 価 方 法 | 世論調査等の効果測定を継続して行うことにより、制度の認知率と参加応諾率の向上の程度を測定する。 | | |



| 所 管 | 外務省 | 会 計 | | 組 織 (勘 定) | 外務本省／在外公館 | 19年度 当初予算額 | 20 年 度 | |
|----------------|--|-----|------|-------------|---------------------|---|--------|-------|
| | | 項 | 一般会計 | | | | 領事政策費 | 事 項 |
| 政 策 名 | 領事サービスの改善・強化 | | | | | 3,204 | 3,555 | 3,334 |
| 政 策 の 概 要 | (1)海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上のため、IT化の推進、福利厚生面での支援強化等のための取組を進めた。 (2)国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じた。 (3)日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関(ICA0)の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じたIC旅券の確実な発給・管理に努めた。 | | | | 成果目標 | (1)領事サービス・邦人支援策を向上させること (2)領事業務実施体制を整備すること (3)国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること | | |
| 成果目標を達成するための手段 | (1)利便性向上のため、届出等手続へのITの導入、領事出張サービス・日本企業等個別訪問等の実施 (2)福利厚生向上のための在外教育施設に対する支援強化、医療・保健情報の提供、巡回医師団の派遣 (3)領事担当官の能力向上のための研修の強化 (4)IC旅券の適切な発給・管理 | | | | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | (1)電子届出システムの利用件数、領事出張サービス等の実施件数、在外選挙人名簿登録率等、援助対象在外教育施設数、巡回医師団派遣都市数、医療情報発信件数等、定数的評価 (2)領事研修受講者のアンケート調査 (3)IC旅券発給状況 | | |

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

近年の海外渡航者数及び在留邦人数の増加を背景として、海外での邦人の活動・生活に深く関わっている領事業務へのニーズは高まっており、更に、邦人の海外渡航先や海外における活動・生活様式の多様化等に伴い、領事業務に対するニーズも多様化している。外務省においては、海外における邦人の利益の保護・増進に努める必要があることから、IT化、福利厚生面での支援強化、領事担当官の能力向上、偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。

② 政策の有効性

(1)IT化等による手続の簡素化、邦人の福利厚生面での支援強化の取組は、サービスの向上・利便性の向上につながり有効である。
(2)領事担当官に対する研修を強化することは、個々の担当官の能力の向上につながり有効である。
(3)国際民間航空機関(ICA0)の国際標準に準拠した生体情報を取り入れるとともに、我が国独自の高度な技術を駆使したIC旅券の適正な発給・管理は、邦人の海外渡航の円滑化につながり有効である。

③ 政策の効率性

(1)限られた資源の中、IT化の推進等により邦人の利便性向上が着実に図られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。
(2)領事担当官に対する研修の実施により多数の領事担当官の能力向上が図られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

④ 予算要求への反映内容

領事サービスの改善・強化は終わりのない目標と位置付けており、今後も重点政策として施策を推進する。そのための予算要求として、在外教育施設に対する支援、IT化関連、在外選挙人登録推進、IC旅券関連の予算については増額要求を行うもの。

財務省の考え方

① 政策の必要性

領事業務は、国でなければ実施できない業務であることから、引き続き政策としての必要性は存在するが、在留邦人の多寡等にに応じて必要となる行政サービスの量について不断の精査が必要。

② 政策の有効性

世界各国・各地域において在留邦人の置かれている状況は大きく違うことから、例えば医療環境の整っていない地域に集中して医療面でのサービスを強化するなど領事サービスの重点化を図ることが必要。

③ 政策の効率性

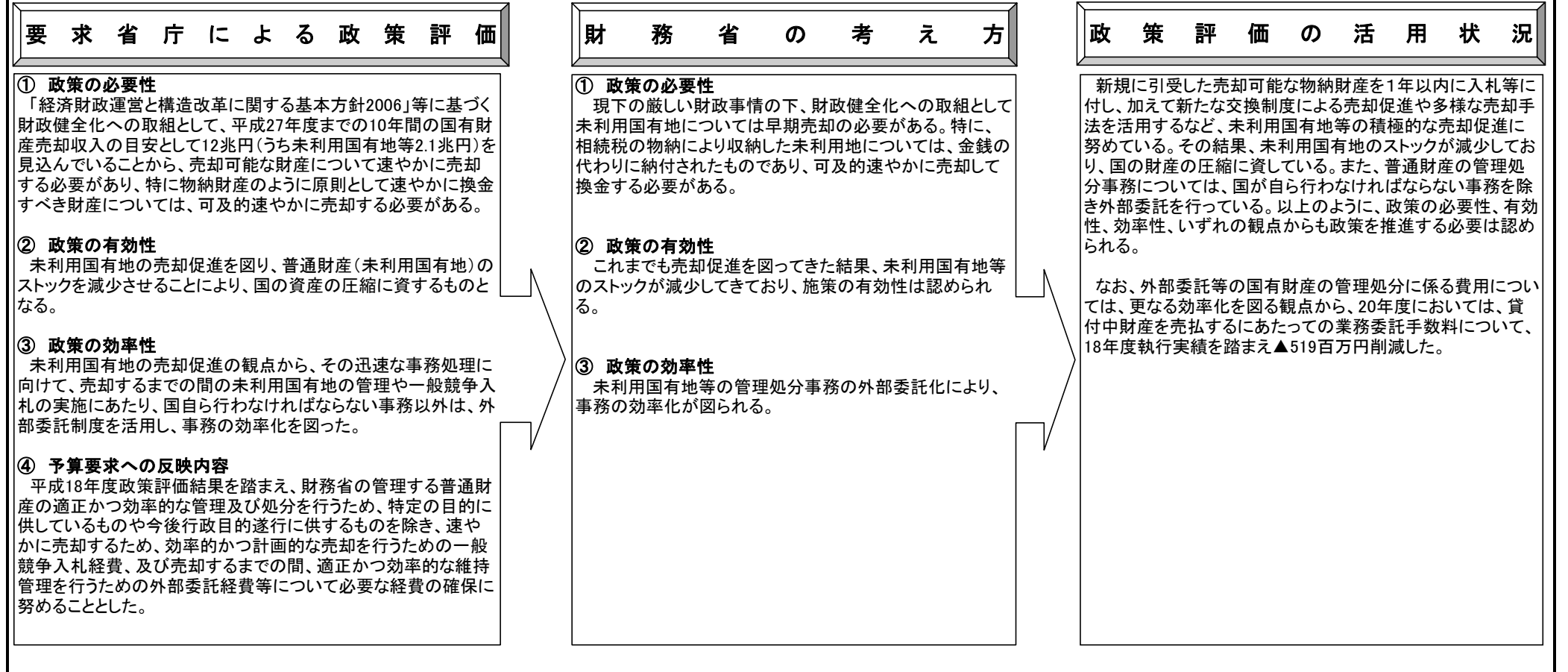
近年、領事業務のIT化の推進が図られている。IT化により在留邦人の便益向上と領事業務の効率化の両方が期待される一方で、開発経費等が増加しており、開発費については、単価の見直し等により効率化を図る必要があると考える。

政策評価の活用状況

政策評価結果を受け、政策全体として推進する必要性、予算要求された事業を推進する必要性は認められる。

一方で政策の有効性・効率性の観点から、領事サービスに関するIT化の推進については、単価・内容の見直し等により効率化を図った。

| 所 管 | 財務省 | 会 計 | | 組 織 (勘 定) | 財 務 局 他 | 19年度 当初予算額 | 20 年 度 | |
|---------------------------|--|-----|----------|-----------|---------------------------------------|--|-------------------|-------------------|
| | | 項 | 財務局業務費 他 | 事 項 | 国有財産の管理及び処分に必要な経費 他 | | 要 求 ・ 要 望 額 | 政 府 案 |
| 政 策 名 | 国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示 (うち、財務省の管理する普通財産の適正かつ効率的な管理及び処分) | | | | | 11,777 (7,579) | 13,597 (8,644) | 11,635 (6,763) |
| 政 策 の 概 要 | 財務省の管理する普通財産の適正かつ効率的な管理及び処分 | | | | 成 果 目 標 | 売却可能な国有地については、地方公共団体等への処分予定分を除き、全て入札に付すとともに、売却困難な国有地についても入札に付すよう努める。未利用国有地等の管理処分にあたり、外部委託の活用を積極的に実施する。 | | |
| 成 果 目 標 を 達 成 する ため の 手 段 | ①売却可能な国有地については、地方公共団体等への処分予定を除き、全て入札に付す。②売却困難な国有地についても入札に付す。③多様な売却手法を活用する。④外部委託を活用する。⑤電子入札の利用促進を図る。⑥物納財産や移転経費を要した財産については、原則として全面積時価により売却を行う。 | | | | 成 果 目 標 の 達 成 度 合 い の 事 後 的 な 評 価 方 法 | ①未利用国有地等の売却実施計画及び実績の推移について評価を実施 ②財務省所管普通財産の管理処分事務の外部委託状況について評価を実施 | | |



| 所 管 | 文部科学省 | 会 計 | | 組 織 (勘 定) | 文部科学本省 | 19年度 当初予算額 | 20 年 度 | |
|----------------|---|-----|---------|-------------|--------------------------|--|------------------|------------------|
| | | 項 | 研究開発推進費 | 事 項 | ナノテクノロジー・材料分野の研究開発に必要な経費 | | 要 求 ・ 要 望 額 | 政 府 案 |
| 政 策 名 | ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進 (うち、ナノテクノロジー・材料を中心とした融合新興分野研究開発「元素戦略」) | | | | | 4,308 (2,140) | 2,865 (2,440) | 2,375 (2,000) |
| 政 策 の 概 要 | ナノテクノロジーに関して、我が国における産学官の英知を結集した戦略的な取組を行うと共に、物質・材料に関して、重点的に投資を行うことにより、総合的かつ戦略的な研究開発を進め、世界に先駆け技術革新につながる成果を創出する。 | | | | 成 果 目 標 | ナノエレクトロニクス領域、ナノバイオテクノロジー領域、材料領域における実用化・産業化を展望した研究開発及び融合研究領域における研究開発を推進し、イノベーションの創出を図る。 | | |
| 成果目標を達成するための手段 | 研究推進 | | | | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 希少金属の削減量や論文数、取得特許数などの測定 | | |

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

① 政策の必要性
埋蔵量や地域偏在といった希少元素の需給バランス等の問題を解決するものであり、さらに、科学技術創造立国である我が国にとって、先端技術に不可欠な希少元素・有害元素の代替材料の開発は、我が国の持続的な経済成長を支える上で極めて重要である。

② 政策の有効性
平成19年度に設定した研究開発領域を補完し資源・環境・エネルギー問題の解決に資する課題に重点化することにより、元素戦略の実施課題と相まって環境・エネルギー問題の解決に貢献することが十分に期待できる。また、将来的な発展の可能性があってもすぐには実用化に結びつきにくい中長期的な基盤技術の研究開発の推進が期待される。

③ 政策の効率性
本事業は競争的資金により行われている。平成20年度は、環境・エネルギー問題の解決に資する技術開発に重点をおいた課題の公募を行う予定である。燃料電池等に使用される希少元素や有害元素の代替材料の普及により、環境負荷の低減や省エネルギー化が促進され、先端技術に不可欠な希少元素・有害元素の代替材料の安定した供給により、我が国の持続的な経済成長が可能となることが見込まれている。さらに経済産業省の「希少金属代替材料開発プロジェクト」と公募段階から連携し、両省で情報を共有してそれぞれのプロジェクトへの提案が相応しい課題については再提案を認めるなどの効率的な運用も行われている。

④ 予算要求への反映内容
「ナノテクノロジー・材料を中心とした融合新興分野研究開発」において、これまでの施策の効果を維持しつつ、成果創出に向けた研究開発を加速するとともに、「元素戦略」プロジェクトを拡充し、融合新興分野における研究開発の一層の推進を図る。

財 務 省 の 考 え 方

① 政策の必要性
資源が少ない我が国にとって、希少資源や不足資源に対する解決策として、それらの資源の代替材料技術の開発についての必要性は認められる。

② 政策の有効性
希少資源の代替技術の開発や使用量削減技術により、希少資源の枯渇や環境負荷、有害物質の問題などに対しても有効性が認められる。

③ 政策の効率性
研究者間の競争原理を働かせることにより研究活動を活性化させ、「選択と集中」を徹底し、真に必要な研究に集中投資すべき。
また、民間企業、経済産業省との連携を強化し、実用化を見据えた研究を進めていく必要がある。

④ その他
科学技術予算については、量的拡大のみにとらわれるのではなく、投資の効率化と成果の実現を重視した、質的な改善が求められている。
今後さらに、定量的な成果目標等を設定し、評価等を通じて、国民に対し、成果や効果を明らかにしていくべき。

政 策 評 価 の 活 用 状 況

ナノテクノロジー・材料を中心とした融合新興分野研究開発「元素戦略」の新規課題については、政策評価に示された必要性等は認められることから、経済産業省等との連携等による効率化を前提として、プロジェクト拡充のための費用の計上を認めることとする。

| 所 管 | 厚生労働省 | 会 計 | | 組 織 (勘 定) | 厚生労働本省 | 19年度 当初予算額 | 20 年 度 | |
|--------------------------------|--|-----|---------|-------------|--|------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 項 | 生活保護等諸費 | 事 項 | 地域社会におけるセーフティ ネット機能の整備等に必要経 費 他 | | 要 求 ・ 要 望 額 | 政 府 案 |
| 政 策 名 | 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること (うち、自立支援プログラム策定実施推進事業) | | | | | 18,628 (18,000の内数) | 20,874 (20,000の内数) | 20,194 (19,500の内数) |
| 政 策 の 概 要 | 地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的として、自立支援プログラム策定実施推進事業を行う。 | | | | 成 果 目 標 | 自立支援プログラムの策定数、参加者数が前年度を上回ること | | |
| 成 果 目 標 を 達 成 す る た め の 手 段 | 地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制の整備等を図る。 | | | | 成 果 目 標 の 達 成 度 合 い の 事 後 的 な 評 価 方 法 | 自立支援プログラムの策定状況、参加者数を把握する。 | | |

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

① 政策の必要性

経済情勢の変化等により、今日の被保護世帯は複雑多様な問題を抱え、保護受給期間が長期に渡る場合も少なくなく、保護の実施機関における担当職員個人の努力や経験等に依存した取組だけでは十分な支援が行えない状況にある。こうした状況を踏まえ、実施機関において組織として系統的に自立支援を実施する体制が求められていることから、自立支援プログラムにより、類型化した自立阻害要因を抱える者に対する支援の実施方法をあらかじめ体系的に整理することにより、組織的な自立支援を推進する必要がある。

② 政策の有効性

実施機関が関係機関との連携を図ることにより、実施機関管内の被保護者の実態を踏まえた幅広い自立支援プログラムを整備し、また国としてその導入を促進した結果、一定のプログラム数、参加者数を確保した。

③ 政策の効率性

実施機関が関係機関等との連携を図ることで、実施機関管内の実態を踏まえた幅広い自立支援プログラムを整備し、被保護者その他の生活困窮者への周知を行い、その参加を促すこと等によって効率的に自立支援への取組が行われている。

④ 予算要求への反映内容

生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施する観点から、セーフティネット支援対策等事業費補助金において、実施機関の実施体制を整備し、自立支援プログラムの策定、実施を推進するために要する経費を要求。

財 務 省 の 考 え 方

① 政策の必要性

被保護世帯の様態が多様多様になっていること、保護受給期間が長期化している状況を踏まえると、被保護者の自立を助長する施策は必要である。

② 政策の有効性

保護の実施機関の担当職員個人の経験等のみに依存する形での支援ではなく、組織的に被保護者の実態に即した自立の支援を行うことは有効であると考えられ、また、下記のデータからも当該プログラムの実施により、被保護者の生活保護からの脱却、収入増といった成果に一定程度つながっていることが認められる。
こうしたことから、施策の有効性は認められる。

(参考)

18年12月現在の

| | |
|-------------------|---------|
| 自立支援プログラム策定自治体数 | 685自治体 |
| プログラム参加者数(政策評価指標) | 60,555人 |
| うち新規に就労することができた者 | 10,347人 |
| 増収となった者 | 3,518人 |

(厚生労働省 社会・援護局保護課調べ)

③ 政策の効率性

自立支援プログラムの策定によって、定型的に被保護者の支援を行うことが可能になり、被保護者の生活保護からの脱却、収入増に一定の効果が見られる。このことは、生活保護費の負担額の減少につながることであり、効率性という観点から見ても意義が認められる。

政 策 評 価 の 活 用 状 況

生活保護世帯の保護期間の長期化を防ぐために行う当該事業は左記データでも示されるとおり、被保護者の生活保護からの脱却、収入増に一定の効果があると認められる。
これは生活保護費負担金の所要額減少にも効果をもたらすものであり、当該施策を引き続き行っていく意義が認められることから、所要額を予算措置した。

| 所 管 | 農林水産省 | 会 計 | | 組 織 (勘 定) | 水産庁 他 | 19年度 当初予算額 | 20 年 度 | |
|--------------------------------|---|-----|---------------------------------|-----------|--|---|--|--|
| | | 項 | 一般会計 他 水産業振興費/ 水産業強化対策費 他 | | | | 事 項 | 水産業振興対策に必要な経費/ 水産業強化対策に必要な経費 他 |
| 政 策 名 | 水産業の健全な発展 (うち、新規漁業就業者数及び漁業経営改善計画の認定者数の確保に資する事業) | | | | | 52,003及び強い水産業 づくり交付金8,762の内 数 (10,473及び同交付金 8,762の内数) | 128,553及び強い水産 業づくり交付金等 91,971の内数 (16,674及び同交付金 8,982の内数) | 110,204及び強い水産 業づくり交付金等 75,432の内数 (15,626及び同交付金 7,730の内数) |
| 政 策 の 概 要 | 国民に対する水産物の安定供給の観点から、水産業全体を食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図っていく。 | | | | 成 果 目 標 | ①新規漁業就業者数の確保 ②漁業経営改善計画の認定者数の確保 | | |
| 成 果 目 標 を 達 成 す る た め の 手 段 | ・人材の育成及び確保等を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、全国漁業就業者確保育成センターの活動支援、福祉対策の推進、漁業者に対する研修、情報提供等、協業体・漁村女性等が行う経営改善の取組への支援等を実施。 ・漁業経営の改善等のための資金の融通円滑化、漁業整備の推進等の措置を講じることにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする。 | | | | 成 果 目 標 の 達 成 度 合 い の 事 後 的 な 評 価 方 法 | ①当該年度の新規就業者数と目標値により判定 ②当該年度の漁業経営改善計画の新規認定者数(累計)と目標値により判定 | | |

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

① 政策の必要性
国民に対する水産物の安定供給を確保するためには、水産業の健全な発展が必要である。そのためには、効率的かつ安定的な漁業経営の育成や担い手の確保、適正な魚価の確保及び漁村の生活環境等の確保が重要である。

② 政策の有効性
効率的かつ安定的な漁業経営の育成については、漁業経営改善計画の認定漁業者数の増加を目標としており、18年度末時点では前年度比+17の234経営体となったが、厳しい漁業経営環境のなか、目標数の6割強の水準に止まっている。
担い手の確保については、年間新規就業者数1,500人を目標としており、18年度は厳しい漁業経営環境ながら1,242人を確保したが、目標の8割強の水準に止まっている。

③ 政策の効率性
資源減少、魚価低迷、燃油価格高騰という厳しい経営環境下においても、漁業者が漁業経営改善計画の策定に取り組める環境を整備し、漁業者の経営改善努力を促進することが必要である。また、新規就業者の確保のためには、情報提供から現場研修までの体系的な漁業就業支援体制を構築することが必要である。

④ 予算要求への反映内容
経営改善に積極的に取り組む漁業者の収入の変動を緩和する「漁業経営安定対策事業」のほか、水産高校からの新規就業増加を図るための「水産高校等を中心とした地域の漁業・水産業担い手育成プロジェクト事業」等の事業を新たに要求した。

財 務 省 の 考 え 方

① 政策の必要性
厳しい漁業経営環境の継続が見込まれるなか、国民に対する水産物の安定供給を確保するためには、将来にわたって収益が安定し、継続的に漁業活動を行いうる漁業経営体の育成は喫緊の課題である。また、漁業就業者の高齢化が進行しており、新規就業者の確保についても同時並行的に対応すべき課題と考えられる。

② 政策の有効性
漁業経営改善計画の認定漁業者数の増加を通じた健全かつ効率的な「担い手」の確保や、そうした担い手等を中心とする新規就業者の確保は、水産業の健全な発展に大きな効果を有するものと考えられる。

③ 政策の効率性
漁業者の自主的な経営改善努力を促すとともに、就業希望者に対する的確な情報提供等によりミスマッチを予防することが重要であると考えられる。

政 策 評 価 の 活 用 状 況

将来にわたって収益が安定し、継続的に漁業活動を行い得る漁業経営体(担い手)の育成を図ることは、水産業の健全な発展のためには不可欠であると考えられるが、厳しい漁業経営環境下において、政策目標の1つである「漁業経営改善計画の認定者数の確保」の目標達成率は6割強に止まっており、本目標達成のための施策の強化が必要であると考えられる。このため、平成20年度予算においては、漁業経営改善計画の認定を受けて経営改善に取り組む漁業者を対象に収入変動を緩和する「漁業経営安定対策事業」のほか、漁業経営改善計画の策定を支援するモデルを構築するための「漁業経営改善効率化事業」等を新たに措置している。
また、国民に対する水産物を将来にわたって安定的に供給していくためには、一定の新規就業者の確保により、漁業就業構造の一層の高齢化を抑制することが必要であると考えられるが、政策目標の1つである「新規就業者数の確保」の目標達成率は8割強に止まっており、本目標達成のための施策の強化が必要であると考えられる。このため、平成20年度予算においては、水産業と地域の水産高校との連携強化を図るための「水産高校等を中心とした地域の漁業・水産業担い手育成プロジェクト事業」等を新たに措置している。

| 所 管 | 経済産業省 | 会 計 | | 組 織 (勘 定) | 経済産業本省 | 19年度 当初予算額 | 20 年 度 | |
|----------------|--|-----|--------------|-------------|---------------------|---|------------|--------------------|
| | | 項 | 新事業創出促進対策推進費 | | | | 事 項 | 新事業創出促進対策の推進に必要な経費 |
| 政 策 名 | 経営イノベーション・事業化促進 (うち、起業支援ネットワーク事業) | | | | | 106 (70) | 96 (60) | 95 (59) |
| 政 策 の 概 要 | 我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性(ROA)を向上させるとともに、ベンチャー企業の創出と成長を促すための環境整備を行うことにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。 | | | | 成 果 目 標 | 1.平成22年度に、企業の総資産経常利益率(ROA)を5.8%又は自己資本当期純利益率(ROE)を7.7%にする 2.起業しやすい環境の整備と起業後の成長の支援を図り、開業率・開業率の増加を目指す | | |
| 成果目標を達成するための手段 | ・起業に向けた活動を行っている「起業活動層」による相互の情報共有を可能とし、起業に必要な資金を調達できるようにする観点から起業支援ネットワークを構築 ・エンジェル税制の見直し | | | | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 開業数、開業率、エンジェル税制等の起業家向け制度の利用件数の測定 | | |

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

我が国経済を発展させるためには、新事業の創出が必要であるが、現状においては、新事業を立ち上げるための情報が不足しており、また、リスクの高さや信用力不足により資金調達が困難な状況となっている。こうした状況を改善するため、より多くの潜在的起業家が、起業に必要な情報や資金等を調達しやすい環境を整備する必要がある。

② 政策の有効性

起業支援ネットワーク環境整備事業では、起業に向けた活動を行っている「起業活動層」に対して、起業に必要なノウハウ取得の機会を提供し、起業活動を活性化させることを目的としており、これにより、起業の際の問題として挙げられる人材確保、資金調達、販路開拓に関し、必要な情報の提供やマッチングを図る効果が期待される。

③ 政策の効率性

新事業創出を促進する観点から、起業・独立意識を喚起するために、平成18年度まで実施した起業家輩出支援事業(ドリームゲート事業)によって、約40万人の起業家予備層が顕在化している。平成19年度より実施する起業支援ネットワーク環境整備事業は、この起業家予備層のうち実際に起業に向けた活動を行っている「起業活動層」を抽出し、起業に必要な情報や資金を調達するための支援を行うため、施策の連動性を確保しており、効率性は高い。

④ 予算要求への反映内容

平成19年度に構築する起業支援ネットワークを活用して、起業に向けた活動を行っている層や支援者等に対して起業に関する実態や課題の調査を実施し、調査結果を踏まえて起業を加速させるために必要な方策の検討を行う。さらに、ネットワークを活用して効果的な起業支援情報の提供等を行う。

財務省の考え方

① 政策の必要性

資源を産出しない日本においては、経済を活性化するため、新事業創出が不可欠であり、経営資源の効率的な活用が図られる環境整備を行う必要性は認められる。

② 政策の有効性

起業支援ネットワークは、会員制のウェブネットワークであり、起業に向けた活動を行っている「起業活動層」が、起業の際に必要な人材、資金、販路を求めて集まってくることから、自主的なコミュニケーションによるマッチングが行われることが期待される。

③ 政策の効率性

起業支援ネットワーク環境整備事業は、19年度にネットワークを立ち上げ、起業活動層の自主的なマッチングを促すとともに、20～21年度に、エンジェル税制等起業家向けの政策の企画立案のための調査を行った後、自立化が予定されている。

財政支援の終期が設定されていること、財政支援終了後の自立化が予定されていること、予算措置以外も含めた政策の企画立案のための調査を行う予定であること等、効率性の高い政策といえる。

政策評価の活用状況

当該政策に基づく20年度概算要求は、19年度に構築するネットワークを活用して、起業家の自主的なマッチングを促すとともに、予算措置以外(税制、金融等)も含めた今後の政策の企画立案のための調査を行うことを予定していること、及び委託事業については21年度を終期として設定していることを踏まえ、所要額を適切に予算措置した。

| 所 管 | 国土交通省 | 会 計 | | 組 織 (勘 定) | 国土交通本省/地方運輸局 | 19年度 当初予算額 | 20 年 度 | |
|----------------|---|-----|------|-------------|---------------------|--|--------|-------------|
| | | 項 | 一般会計 | | | | 事 項 | 要 求 ・ 要 望 額 |
| 政 策 名 | 観光立国を推進する | | | | | 4,101 | 6,002 | 4,210 |
| 政 策 の 概 要 | 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興、観光旅行の促進のための環境の整備を行う。 | | | | 成 果 目 標 | ①訪日外国人旅行者数1,000万人(H22年)←733万人(H18年) ②日本人の海外旅行者数2,000万人(H22年)←1,753万人(H18年) ③国内における観光旅行消費額30兆円(H22年度)←24.4兆円(H17年度) ④日本人の国内観光旅行1人あたり宿泊数年間4泊(H22年度)←2.77泊(H18年度) ⑤国際会議の開催件数252件(H23年)←168件(H17年) | | |
| 成果目標を達成するための手段 | 自治体等と連携したPRと誘客等を官民一体で実施し、ビジット・ジャパン・キャンペーンを推進する。また観光ルネサンス事業を拡充し、民間組織が行う観光振興事業への補助、観光まちづくりコンサルティング等を実施する。 | | | | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 観光立国推進基本計画のフォローアップ | | |

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

観光は健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献するものである。また地域経済の活性化を図る観点や諸外国との国際相互理解の増進の観点からも国際観光は大いに寄与するものである。そのため魅力ある観光地づくり、国民の観光旅行の促進、外国人の訪日の促進が必要である。

② 政策の有効性

観光立国を推進すると、交流人口が拡大し地域経済の活性化に寄与するばかりか、多大な経済波及効果及び雇用創出効果をもたらす。また相互理解の増進を通じて国家間の外交を補完・強化することができる。さらに国民がより文化的な生活をできるようになる。

③ 政策の効率性

国内での観光旅行消費額は24.4兆円であるが、幅広い産業に大きな効果を及ぼすことから、生産波及効果は55.3兆円、雇用効果は469万人にも達する。このため社会的な効果は施策の実施のために要する費用と比べて極めて大きくなることが期待されるため、大変効率的な施策であると言える。

④ 予算要求への反映内容

評価結果を踏まえ、国際競争力の高い魅力ある観光地の整備促進事業、観光ルネサンス事業、観光産業従事者育成事業、ボランティアガイド人材育成事業、ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進、国際会議の開催・誘致、ニューツーリズム創出・流通促進事業などに必要な経費を概算要求。

財務省の考え方

① 政策の必要性

観光産業については、民間企業や地域の自発的な取組が基本となると考えられるが、国の観光政策については国際観光や、地域の観光地づくりに対する支援を中心に必要性は認められる。

② 政策の有効性

定性的には、観光立国の推進により、地域経済の活性化や雇用創出等の効果は認められるものの、個々の事業が具体的な成果にどのように貢献しているかについて、更に具体的に示す必要がある。

③ 政策の効率性

ビジット・ジャパン・キャンペーンでは、訪日外国人旅行者数の多い、12の国・地域に絞って事業を行っているところであり、一定の効率性が認められる。

政策評価の活用状況

訪日外国人旅行者数が大幅増加するなど、成果目標の達成に向けて、順調に推移しているところであり、引き続き事業を実施することが適切と考えられる。

一方で、アジア地域からの旅行者数が大半を占めることから、韓国・中国などに施策を重点化するとともに、各種取組の成果を踏まえ、展示会等事業から訪日外国人旅行者の増加に直接効果のあるツアー造成支援にシフトするなど、PDCAサイクルにしたがって、より効果の高い取組に重点化することを前提に所要額を措置したところ。

| 所 管 | 国土交通省 | 会 計 | | 組織(勘定) | | 19年度 当初予算額 | 20 年 度 | |
|--------------------------|---|-----|---------------|--------|---------------------------------------|---|-------------|--------|
| | | 項 | 一般会計 海岸事業費 | 事 項 | 海岸事業に必要な経費 | | 要 求 ・ 要 望 額 | 政 府 案 |
| 政 策 名 | 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する | | | | | 40,474 | 47,471 | 39,481 |
| 政 策 の 概 要 | 海岸保全施設を計画的に整備し、生命・財産について所要の安全性を確保する。 | | | | 成 果 目 標 | 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積の解消:約15万ha(平成14年度)→約10万ha(平成19年度) | | |
| 成 果 目 標 を 達 成 する ための 手 段 | ・海岸保全施設の新規整備、老朽化施設の更新、水門等の機能の高度化等の促進 ・住民の自衛(避難)行動の支援等のソフト対策を含めた総合的な防災対策の推進 ・事業計画の見直しや重点投資区間の設定などにより、成果の早期発現につとめ、効率的に事業を推進 | | | | 成 果 目 標 の 達 成 度 合 い の 事 後 的 な 評 価 方 法 | ・「津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積の解消」について「政策チェックアップ(実績評価)」方式により評価 | | |

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

① 政策の必要性
津波・高潮・侵食等による災害は、我が国の地形・気象条件、人口・資産分布等の社会条件などから、国民生活に大きな被害をもたらす危険性がある。このため、海岸保全施設等の施設を充実させることにより、できる限り津波・高潮・侵食等による災害を抑える必要がある。
平成17年3月に東海地震、東南海・南海地震を対象とした地震防災戦略が、平成18年3月には日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画が中央防災会議で決定された。また、平成17年3月に津波対策検討委員会による提言が、平成18年1月にゼロメートル地帯の高潮対策検討会の提言が公表されるなど、津波や高潮、地震被害の可能性がある地域の安全確保が緊急な課題となっている。

② 政策の有効性
海岸保全施設の整備促進により、津波・高潮・侵食等による海岸災害から、背後の住民の人命や財産を防護することができ、被害の軽減が図られる。

③ 政策の効率性
海岸保全施設等のハード整備だけでなく、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的な防災対策が可能となる。

④ 予算要求への反映内容
評価結果を踏まえ、海岸保全施設の効果的な整備とともに、情報伝達施設等の整備とあわせ、住民の自衛(避難)行動によるソフト対策を含めた総合的な防災対策を進める。平成20年度予算概算要求では、築造後相当な年月が経過し機能の低下が著しい海岸保全施設については老朽化対策が喫緊の課題となっていることから、「海岸堤防等老朽化対策緊急事業」を創設し、海岸保全施設の老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に推進することが可能となる。

財 務 省 の 考 え 方

① 政策の必要性
東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に伴う津波・地震災害の発生が危惧されており、堤防の高上げ・耐震化等のハード整備、避難の迅速な実施等に資するソフト施策により、津波発生時の減災措置を講じることが緊急の課題である。
また、米国ではハリケーンカトリーナによりニューオーリンズ市のゼロメートル地帯が高潮により壊滅的な被害を受けたところである。わが国においても、特に三大湾のゼロメートル地帯等においては、一旦大規模な浸水被害が生じると壊滅的な被害に結びつくことから、津波と同様に減災措置が緊急の課題である。

② 政策の有効性
海岸保全施設の計画的な整備により津波・高潮等の災害による被害が軽減される。海岸保全施設の新規整備に加え、老朽化対策、耐震対策、水門陸閘の自動化・遠隔操作化、津波・高潮ハザードマップの作成支援等を総合的に実施することにより着実に津波・高潮による被害の軽減を図る。

③ 政策の効率性
平成18年度に津波・高潮危機管理対策緊急事業を創設し、地方公共団体の裁量の下で、人命の優先的な防護を図るためのソフト・ハード一体となった緊急の取組を実施することが可能となった。
また、海岸堤防等老朽化対策緊急事業を創設することとしているが、老朽化により機能低下が著しい海岸保全施設の対策を調査から工事までを計画的・一体的に行うことが可能となり、総合的な津波・高潮対策の一層の効率化が期待できる。

④ その他
海岸保全施設の整備と合わせて地域防災計画への位置づけ、海岸清掃、ハザードマップ作成、防災訓練実施等を推進することが重要である。

政 策 評 価 の 活 用 状 況

○東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に伴う津波・地震被害の防止、三大湾を中心に広がるゼロメートル地帯における壊滅的被害防止等のため、施策の緊急性・必要性が非常に高く、社会資本整備重点計画に掲げる重点目標の達成を目指して重点的、効果的かつ効率的に推進。
(社会資本整備重点計画)
・津波・高潮による災害に対して一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積の縮減
約15万ha(平成14年度)→約10万ha(平成19年度)
・地震時に防護施設の崩壊による水害の発生するおそれのある地域の縮減
約1.3万ha(平成14年度)→約1.0万ha(平成19年度)
○個別の実施箇所については、施策の有効性、施策の効率性を勘案の上、実施計画までに検討を重ね、判断する。

| 所 管 | 環境省 | 会 計 | | 組 織 (勘 定) | 環境本省 | 19年度 当初予算額 | 20 年 度 | |
|----------------|---|-----|------|-------------|---------------------|--|----------------|----------------|
| | | 項 | 一般会計 | | | | 事 項 | 要 求 ・ 要 望 額 |
| 政 策 名 | 大気・水・土壌環境等の保全(「ダイオキシン類・農業対策」のうち「ダイオキシン類」) | | | | 大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費 | 4,287 (454) | 5,483 (515) | 4,330 (401) |
| 政 策 の 概 要 | ダイオキシン類対策の実施により、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。 | | | | 成 果 目 標 | ダイオキシン類について総排出量を平成22年度までに平成15年度比で約15%削減し、環境基準の達成率を100%にする。 | | |
| 成果目標を達成するための手段 | ダイオキシン類対策特別措置法による規制の実施 | | | | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | ①ダイオキシン類排出総量削減率、②ダイオキシン類に対する環境基準達成率(大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水質、土壌)の測定 | | |

要求省庁による政策評価

① 政策の必要性

ダイオキシン類対策特別法に基づき、国は基本的かつ総合的な政策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視等を行うことで、ダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。

② 政策の有効性

ダイオキシン類については、排出総量削減及び環境の汚染状況の改善が図られており、これまでの対策は極めて有効であった。

③ 政策の効率性

平成17年より、ダイオキシン類の測定に関して、一部、より低廉で迅速な簡易測定法を正式に導入しており、効率性を考慮している。

④ 予算要求への反映内容

ダイオキシン類の総排出量における割合が年々増大してきている小型焼却炉等の対策を重点的に講ずるため、「ダイオキシン類対策に係る小型焼却炉ガイドライン策定事業」に必要な経費を要求した。

財務省の考え方

① 政策の必要性

ダイオキシン類は、環境中で分解しにくく、蓄積性の高い物質であることから、ダイオキシン類対策特別法に基づき、各種施策を総合的に推進し、長期的にリスク管理する必要性が認められる。

② 政策の有効性

ダイオキシン類対策特別法に基づく各種施策は、諸問題を解決するために有効な手法と認められる。

③ 政策の効率性

ダイオキシン類の測定の一部に、より低廉で迅速な簡易測定法が導入され、予算には直結しないが、事業者等によるモニタリングコストの削減に寄与している。

政策評価の活用状況

目標達成に向けての残された課題である小型焼却炉等の対策について予算を増額する一方、総体的にはこれまでの取組により十分な成果があがっていることから、今後の対策のための技術開発や普及の促進に係る経費については抑制した。

| 所 管 | 防衛省 | 会 計 | | 組 織 (勘 定) | 防衛本省 | 19年度 当初予算額 | 20 年 度 | |
|---------------------------|---|-----|---------------|-------------|---------------------------------------|---|--------------------|--------------------|
| | | 項 | 一般会計 研究開発費 | 事 項 | 研究開発に必要な経費 | | 要 求 ・ 要 望 額 | 政 府 案 |
| 政 策 名 | 研究・開発(うち、機動戦闘車) | | | | | 132,653 (0) | 133,605 (2,644) | 115,273 (2,647) |
| 政 策 の 概 要 | 戦闘部隊に装備し、ゲリラや特殊部隊による攻撃、島嶼部に対する侵略事態などの新たな脅威や多様な事態への対処において、空輸性、路上機動性等に優れた機動力をもって迅速に展開するとともに、中距離域での直接照準射撃により軽戦車を含む敵装甲戦闘車両を撃破するために使用する機動戦闘車を開発する。 | | | | 成 果 目 標 | 将来の戦闘様相において優越するための装備品を生み出す可能性を有する先進技術について重点化を図り、多様な事態への対応や統合運用の実施などの観点から、運用面のニーズをこれまで以上に見据えつつ、最新の科学技術を取り込んで研究開発を実施する。 | | |
| 成 果 目 標 を 達 成 する ため の 手 段 | システム設計を行うとともに、火炮の低反動化、射撃統制等の確認に必要な砲塔システム、射撃反動抑制、走行振動抑制等の確認に必要な車体システム、戦闘車両システムの確認及び総合性能評価に必要な試作車4両並びに各種試験評価に必要な専用試験装置の試作を行う。 | | | | 成 果 目 標 の 達 成 度 合 い の 事 後 的 な 評 価 方 法 | 本装備の効果の把握については、実輸送機による空輸性能、高速試験走行路での長距離高速機動性能、実弾実射による火力性能等の確認試験等を実施することにより、具体的な性能を確認・評価する。 | | |

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

① 政策の必要性

既存の装備や諸外国の類似品は、いずれも機動戦闘車としての要求性能(小型、現有弾薬の適合性、拡張性等)を満足するものはない。また、将来装輪戦闘車両の研究成果の反映の可能性等を考慮すると、諸外国からの導入は非効率であることから、機動戦闘車の開発を実施する必要がある。

② 政策の有効性

機動戦闘車の開発により、優れた機動展開能力、中距離域で敵装甲戦闘車両等を撃破可能な火力、及び敵の主な個人携行火器等に抗たんでできる防護力を有することが可能となり、多様な事態に迅速かつ実効的に対処することができる。また、将来装輪戦闘車両の研究成果の反映が可能となり、ライフサイクルコストを抑制することができる。

③ 政策の効率性

機動戦闘車の開発では、将来装輪戦闘車両の研究成果の反映及び現有装備等との部品等の共通化など、効率化が図られている。

④ 予算要求への反映内容

本事業は、機動戦闘車としての要求性能を満たしており、ライフサイクルコストの抑制が図られると評価できることから、平成20年度概算要求において、所要の要求を行った。

財 務 省 の 考 え 方

① 政策の必要性

ゲリラ・特殊部隊や島嶼部侵攻に機動的に対処するためには、侵攻地域等への迅速な展開能力を有する装備が必要であるが、海外の類似地上装備はいずれもこの点で難があること、また、仮に将来装備化する場合には、現時点では、開発経費をかけてもなお輸入による取得よりもコスト効率的と想定されることから、開発の必要性は認められる。

② 政策の有効性

新たな脅威や多様な事態に実効的に対処するという防衛力整備の基本的方針にかんがみれば、本件は、ゲリラ・特殊部隊や島嶼部侵攻に対してより迅速に対処することを可能とする装備品を開発しようとするものであり、有効なものと認められる。

また、取得経費が戦車よりも安価と見込まれる等、防衛関係費抑制の観点からも効果が期待される。

③ 政策の効率性

類似装備品に係る開発成果の活用、現有装備等との部品共通化等による効率化努力が認められる。また、迅速な運用を可能にする(輸送の容易性等)形で開発できることを考えると、海外の類似装備の仕様改善等により取得するよりも効率的であると認められる。

④ その他

本件は、開発の第1段階(全体で4つの段階あり)であるところ、本件事業実施の結果を第2段階以降のコスト削減へとフィードバックしていく必要がある。

政 策 評 価 の 活 用 状 況

事前評価結果を受け、機動戦闘車の開発を推進する必要が認められるため、所要額を措置することとした。

なお本件においては、その構成品の一部を海外から購入する必要があるため、為替変動を考慮し、政府案は要求額に比し増額となっている。

(注)19年度当初予算額、20年度要求・要望額及び政府案における計数は、契約ベースの金額である。